

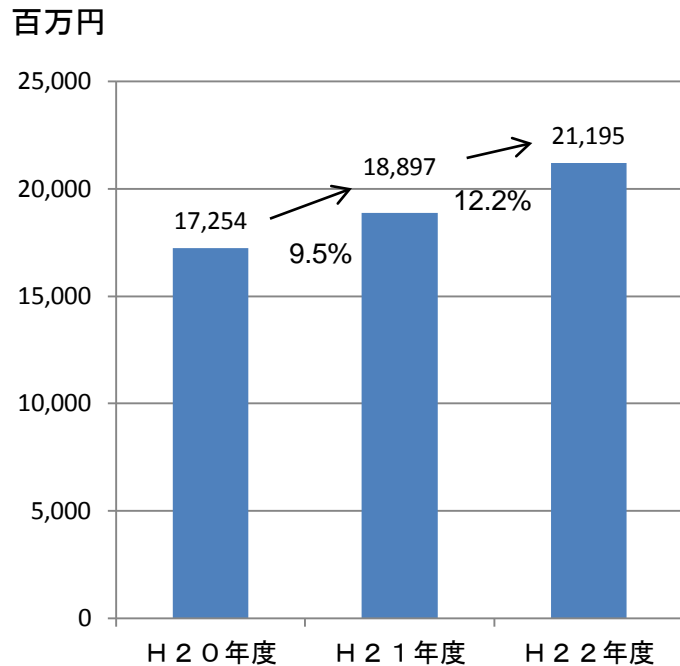
# 短期入所について

# 短期入所(ショートステイ)の現状

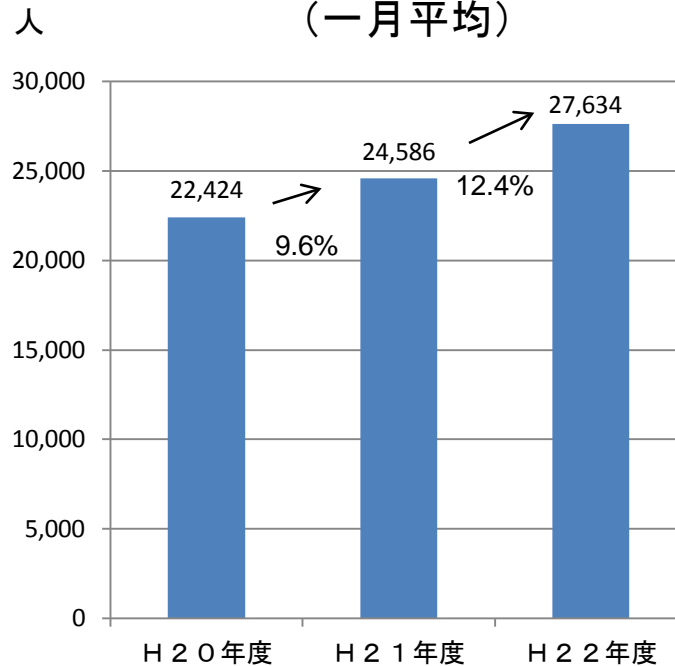
## 【短期入所の利用状況】

- 短期入所の費用額(平成22年度)は約212億円であり、総費用額の1.9%を占めている。
- 費用額、利用者数については、毎年10%前後で伸びており、事業所数は21年度から22年度にかけて5.3%で伸びている。

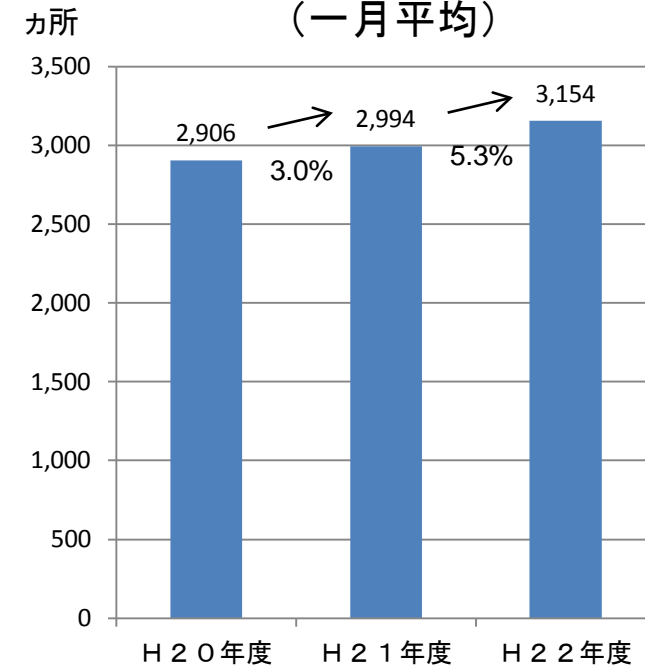
### 費用額の推移



### 利用者数の推移 (一月平均)



### 事業所数の推移 (一月平均)



## 【短期入所の利用状況】

- 短期入所の利用者数は、区分5、6の者が半数以上を占める。
- 報酬改定前と比較して、区分5、6の者の割合は増加。

### ○ 短期入所の利用者数(人)

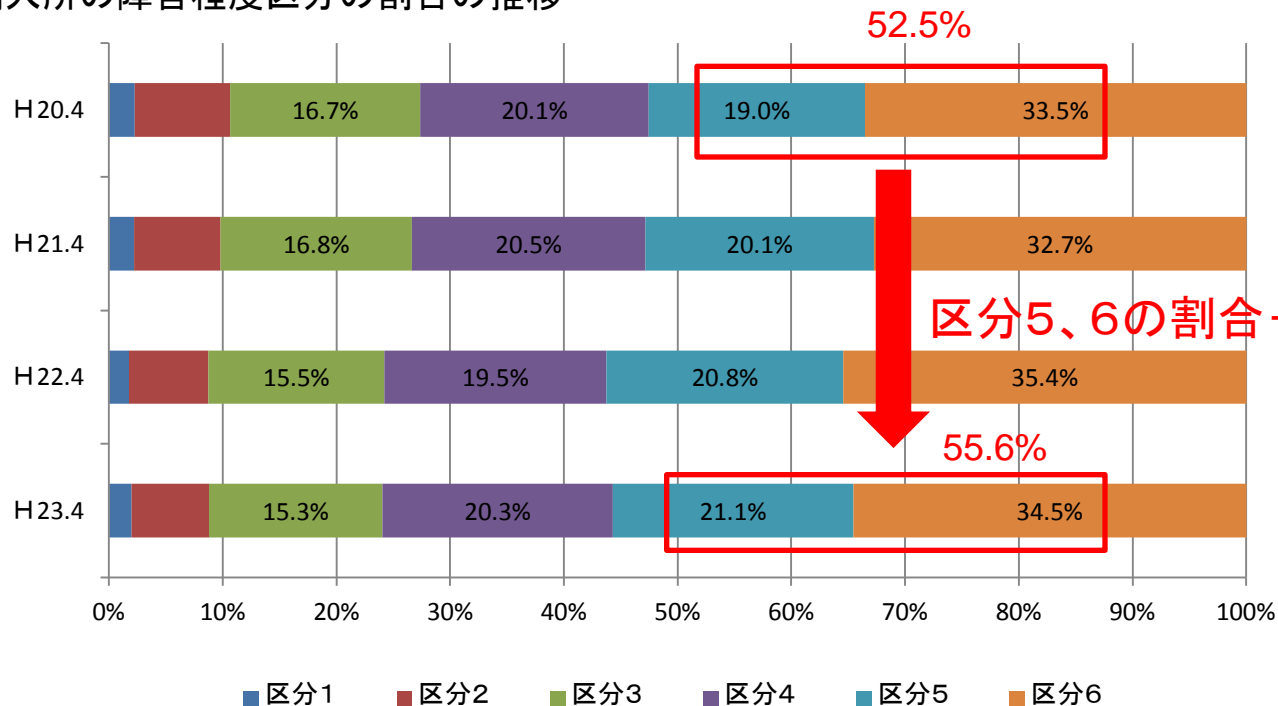
障害程度区分	総数	障害程度区分1	障害程度区分2	障害程度区分3	障害程度区分4	障害程度区分5	障害程度区分6
利用者数	20,585	413	1,396	3,141	4,171	4,353	7,111
割合	100.0%	2.0%	6.8%	15.3%	20.3%	21.1%	34.5%

55.6%

※旧法区分、区分なしを除く。

※出典：国保連データ(平成23年4月)

### ○ 短期入所の障害程度区分の割合の推移



※出典：国保連データ

## 経営実態調査結果(抜粋)

	23年調査	20年調査	23年全体
収支差率	7.5%	9.6%	9.7%
常勤率(生活支援員)	88.3%	76.2%	81.0%

※出典:平成23年度障害福祉サービス等経営実態調査

## 各加算の算定状況

	単位数	加算取得率	費用額(千円)
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	150単位/回	0.4%	190
食事提供体制加算	68単位/日	87.4%	131,777
栄養士配置加算	12~22単位/日	64.7%	30,872
重度障害者支援加算	50単位/日	2.9%	2,820
短期利用加算	30単位/日	87.1%	48,589
単独型加算	130単位/日	16.8%	55,606
医療連携体制加算	250~500単位/日	0.3%	1,202

※出典:平成23年6月国保連データ

## 短期入所の事業所の形態

### ○ 併設事業所

- ・ 指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下「指定障害者支援施設等」）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。
- ・ 併設事業所は、従業者の勤務形態を含め、併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り、実施できる。

### ○ 空床利用型事業所

- ・ 利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

### ○ 単独型事業所

- ・ 指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所をいう。

## 平成21年度障害福祉サービス報酬改定の概要(短期入所抜粋)

- 短期入所を利用する日に他の日中活動系サービスを利用する場合の報酬区分を設ける。  
福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)(18歳以上の者が利用する場合)
  - 障害程度区分6 581単位/日
  - 障害程度区分5 509単位/日
  - 障害程度区分4 307単位/日
  - 障害程度区分3 231単位/日
  - 障害程度区分2及び1 166単位/日
  
- 医療的なケアを必要とする者に対応する短期入所サービスの提供体制の整備促進を図る観点から、
  - ・ 充実した看護体制(7:1以上)をとる医療機関により提供される短期入所サービスを評価する報酬区分を設ける。  
医療型短期入所サービス費(Ⅰ) 2,600単位/日
  - ・ 医療機関により提供される宿泊を伴わない短期入所サービスの提供について、報酬上の評価を行う。  
医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)~(Ⅲ)  
(宿泊を伴わないメディカルショート) 2,480~1,300単位/日
  
- サービス利用に当たってのアセスメント、環境調整等の手間を勘案し、連続30日以内の利用についてこれらの手間を評価する。  
短期利用加算 30単位/日(利用開始から30日以内)
  
- 障害者支援施設等の入所施設以外の事業所(いわゆる単独型事業所)によるサービスについて、基準の明確化を図るとともに、評価を行う。  
単独型加算 130単位/日
  
- 短期入所のサービスの質の向上を図る観点から、重度障害者に対する手厚い支援及び栄養士の配置による食事の提供について評価を行う。  
重度障害者支援加算 50単位/日  
栄養士配置加算 22単位/日(常勤の栄養士等)  
12単位/日(非常勤の栄養士等)
  
- 利用者負担上限額管理加算を算定可能とする。

# 短期入所

## ○ 対象者

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者

### ■ 福祉型(障害者支援施設等において実施可能)

- ・障害程度区分1以上である障害者
- ・障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

### ■ 医療型(病院、診療所、介護老人保健施設において実施可能)

- ・遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等

## ○ サービス内容

- 当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う
- 本体施設の利用者とみなした上で、本体施設として必要とされる以上の職員を配置し、これに応じた報酬単価を設定

## ○ 主な人員配置

- 併設型・空床型  
本体施設の配置基準に準じる
- 単独型  
当該利用日の利用者数に対し6人につき1人

## ○ 報酬単価

平成21年4月創設

### ■ 基本報酬

福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅳ)  
→障害者(児)について、障害程度区分に応じた単位の設定  
166単位～890単位

医療型短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)  
(宿泊を伴う場合)  
→区分6の気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者、重症心身障害児・者等に対し、支援を行う場合  
1,400単位～2,600単位

医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)～(Ⅲ)  
(宿泊を伴わない場合)  
→左記と同様の対象者に対し支援を行う場合  
1,300単位～2,480単位

### ■ 主な加算

短期利用加算(30単位)  
→利用開始日から連続30日以内の期間について1日につき加算

単独型加算(130単位)  
→併設型・空床型ではない指定短期入所事業所にて、指定短期入所を行った場合

○ **事業所数** 3,258(国保連平成23年7月実績) 医療型の指定数:272(23.4 障害福祉課調べ)

○ **利用者数** 31,334(国保連平成23年7月実績)

## 超重症心身障害児(者)・準超重症児(者)について

以下の各項目に規定する状態が6ヶ月以上継続する場合で、1の運動機能が座位までであり、かつ判定スコアの合計が25点以上の場合を超重症児(者)、10点以上25点未満である場合を準超重症児(者)としている。

1. 運動機能: 座位まで

2. 判定スコア

(スコア)

- |  |      |
|--|------|
| (1) レスピレーター管理  | = 10 |
| (2) 気管内挿管, 気管切開  | = 8  |
| (3) 鼻咽頭エアウェイ   | = 5  |
| (4) O <sub>2</sub> 吸入又はSpO <sub>2</sub> 90%以下の状態が10%以上 | = 5  |
| (5) 1回/時間以上の頻回の吸引                                      | = 8  |
| 6回/日以上以上の頻回の吸引   | = 3  |
| (6) ネブライザー 6回/日以上または継続使用                               | = 3  |
| (7) IVH  | = 10 |
| (8) 経口摂取(全介助)  | = 3  |
| 経管(経鼻・胃ろう含む)   | = 5  |
| (9) 腸ろう・腸管栄養   | = 8  |
| 持続注入ポンプ使用(腸ろう・腸管栄養時)                                   | = 3  |
| (10) 手術・服薬にても改善しない過緊張で、<br>発汗による更衣と姿勢修正を 3回/日以上        | = 3  |
| (11) 継続する透析(腹膜灌流を含む)                                   | = 10 |
| (12) 定期導尿(3回/日以上)                                      | = 5  |
| (13) 人工肛門  | = 5  |
| (14) 体位交換 6回/日以上                                       | = 3  |



## 超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算の概要

### 1 超重症児(者)入院診療加算

- イ 6歳未満の場合 800点
- ロ 6歳以上の場合 400点

### 2 準超重症児(者)入院診療加算

- イ 6歳未満の場合 200点
- ロ 6歳以上の場合 100点

※ 当該患者が自宅から入院した患者である場合には、入院した日から起算して5日を限度として、1日につき、200点を更に加算。

## 重度療養管理加算の概要

- 対象 : 病院、診療所における短期入所療養介護
- 算定の対象となる一定の状態
  - イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
  - ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
  - ハ 中心静脈注射を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態
  - ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
  - ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
  - ヘ 膀胱または直腸障害で、身体障害者障害程度等級表4級以上に該当し、かつ、ストーマ処置を実施している状態
- 算定単位数 : 120単位/日
- 算定状況 : 0.7千回/月(3.3%)

※ 病院・診療所における短期入所療養介護の要介護4・5の利用者のうち、重度療養管理の算定割合